

議案第61号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新小岩南集い交流館の和室を会議室に改修することに伴い、和室の名称を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩南集い交流館の項中「会議室」を「会議室（1階）」に、「和室」を「会議室（2階）」に改める。

別表第2の2の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩南集い交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ	会議室（1階）	300円	400円	500円	900円
施設新小岩南集い交流館	会議室（2階）	300円	400円	500円	900円

別表第3の2の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩南集い交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ	会議室（1階）	900円	1,200円	1,500円	2,700円
施設新小岩南集い交流館	会議室（2階）	900円	1,200円	1,500円	2,700円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定により葛飾

区地域コミュニティ施設新小岩南集い交流館会議室又は和室の使用の承認を受けているものは、それぞれ改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定により葛飾区地域コミュニティ施設新小岩南集い交流館会議室（1階）又は会議室（2階）の使用の承認を受けたものとみなす。

- 3 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用する。